

別表第1（第3条関係）

No.	サービスの種別	施設、事業所等の種別
1	通所系	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護事業所 ・療養介護事業所 ・自立訓練（機能訓練）事業所 ・自立訓練（生活訓練）事業所 ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援A型事業所 ・就労継続支援B型事業所 ・就労定着支援事業所 ・児童発達支援事業所 ・医療型児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所
2	入所施設・居住系	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・共同生活援助事業所 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設
3	短期入所系	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所サービス事業所
4	訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 ・行動援護事業所 ・同行援護事業所 ・自立生活援助事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所
5	相談系	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・地域移行支援事業所 ・地域定着支援事業所

※利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。